

個人情報保護における高齢者の同意取得に関する考察

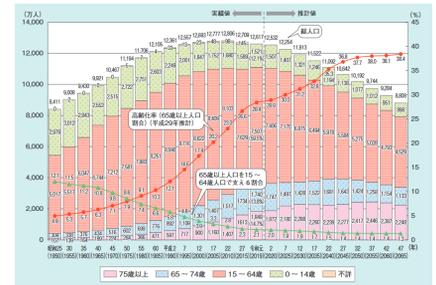
Consideration on the consent of the elderly in the protection of personal information

守屋有晶・マネジメント研究会・情報セキュリティ大学院大学

Based on the idea that the right to privacy is the right to control one's own information and to defend the self-determination of the individual, the system of representation stipulated in the Civil Code and other laws will be explained. Then, as a proposal for the revision of the Personal Information Protection Law, I will present a private proposal for revision.

研究の背景

- 我が国における高齢化の進展(2065年 2.6人に1人が高齢者に)
- 高齢化に伴い認知症により判断能力が低下した者も増加する(介護が必要な理由の 18.7%が認知症)
- 地域包括ケアシステムの整備により、個人情報を共有し、
 1. 高齢者に対する切れ目のない支援・サービスの実現、
 2. 福祉政策立案・検証へのデータの活用
 の2つが必要



個人情報保護における高齢者の同意取得に関する課題

- 個人情報の共有には本人同意が必要だが、判断能力低下者からどのように同意を得るか
- 成年後見制度は、財産の管理を目的としており、本人同意を代行することはできない
- 同様に自己決定が目的である医療同意にも、誰が代わりに同意できるか課題がある
- これらの課題は解決されておらず、ガイドラインや現場の運用に委ねられた不安定な状態

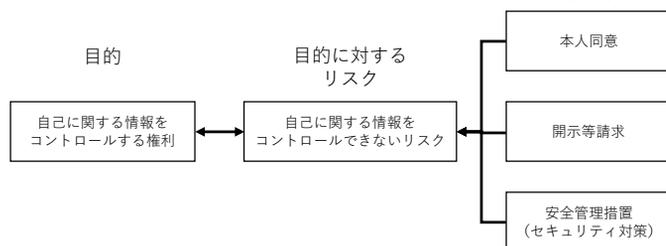
提言

①本人同意はプライバシーリスクを低減する対策(コントロール)と捉えるべきである

②個人情報保護法を改正し、本人の意思を尊重しながら、本人同意を代理できるようにするべきである

③デジタル化は、現状ファジーである制度を、過度に厳密化しないように進めていくべきである

リスクへの対策(統制)



個人情報保護法改正案(私案)(抜粋)

2 未成年者又は成年後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による同意をすることができる。ただし、法定代理人は同意に当たって、本人に対して十分な説明を行うよう努めるとともに、本人の意向を尊重しなければならない。(新設)